

# セラピストに必要な介護保険制度・ 障害者福祉制度の知識 Part II 基礎から実践へ

小金井リハ連絡会 H28.12.3 研修会

## 本日の内容

1. 前回研修のおさらい
  - ・介護保険制度の概要
  - ・介護保険とサービス
2. グループワーク

## 高齢者の増加

2000年に介護保険法が設立  
▶ 高齢者の数はさらに増大

現在、高齢化率は26%(4人に1人が65歳以上)  
▶ 高齢者1人を現役世代2.3人で支える

2025年には団塊の世代が75歳以上(後期高齢者)  
▶ 3人に1人が65歳以上  
▶ 5人に1人が75歳以上 となる

2050年には高齢者1人を現役世代1人で支えていく

## 介護保険サービスを受けることができる人

40歳で加入 保険料を支払う

40～64歳の人 **特定疾病**の認定を受ければ利用可能  
65歳以上の人 介護認定を受ければ利用可能

<b>特定疾病</b>	がん末期	パーキンソン病関連疾患	網膜症
	関節リウマチ	脊髄小脳変性症	脳血管疾患
	筋萎縮性側索硬化症	脊柱管狭窄症	閉塞性動脈硬化症
	後縦靭帯骨化症	早老症	慢性閉塞性肺疾患
	骨折を伴う骨粗鬆症	多系統萎縮症	両側膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
	初老期における認知症	糖尿病合併症	

## これからの介護保険制度

利用者の増加 ▶ 財源が足りなくなる



▶ 市区町村へ事業を移行し、国の支出を抑えよう！  
→ 要支援者のサービスや予防給付を  
地域支援事業に移行していく

▶ 地域包括ケアシステムの構築

## 介護サービスの種類

- ▶ 訪問介護（ホームヘルプ）
- ▶ 訪問看護
- ▶ 訪問入浴
- ▶ 訪問リハビリテーション
- ▶ 通所介護（デイサービス）
- ▶ 通所リハビリテーション（デイケア）
- ▶ 短期入所生活介護（ショートステイ）
- ▶ 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
- ▶ 福祉用具貸与
- ▶ 福祉用具販売
- ▶ 住宅改修費支援

## 介護度と居宅介護サービス限度単位

介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用限度 単位/月	4970	10400	16580	19480	26750	30600	35830

地域によって物価や人件費が異なるため、  
地域や利用するサービスの種類によって、支払額が異なる

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ割合	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%

## 各サービスの人件費割合

3級地

15%

15%×70%

11,05円

▶ 人件費割合70%のサービス  
訪問介護／訪問入浴介護／訪問看護 など

15%×55%

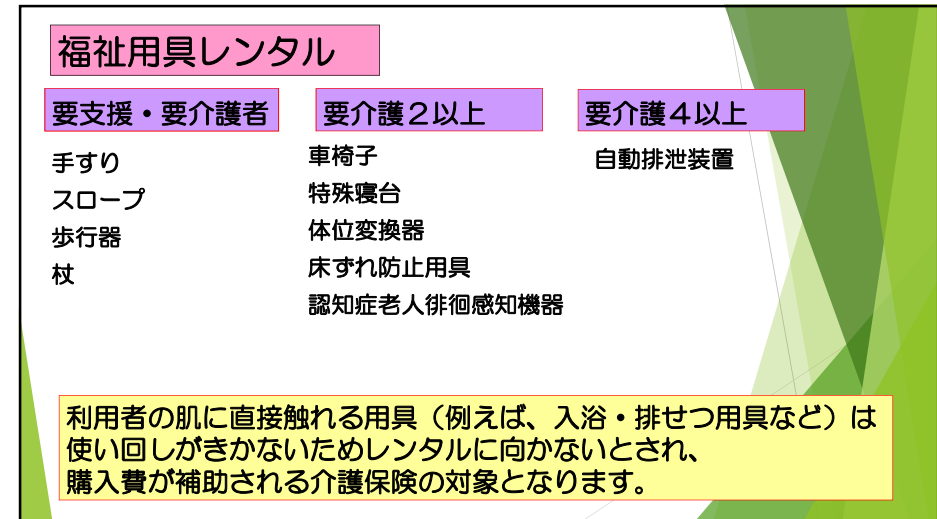
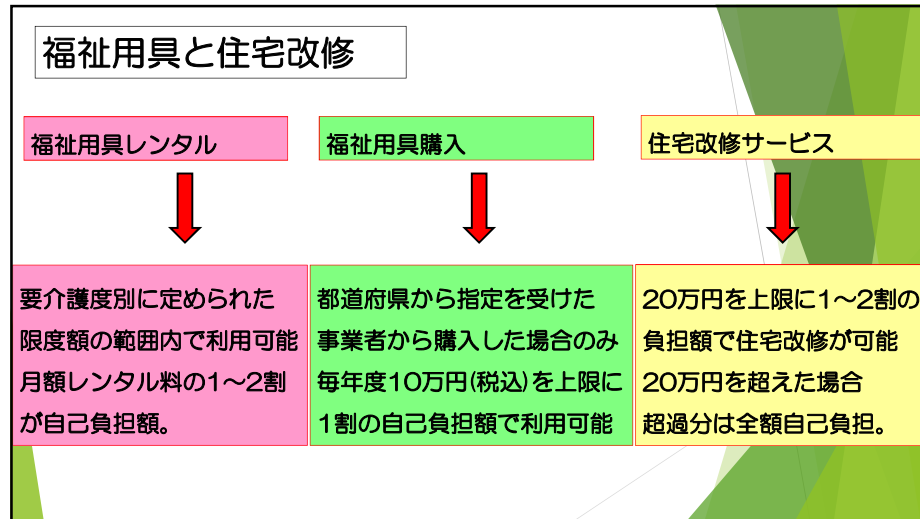
10,83円

▶ 人件費割合55%のサービス  
訪問リハビリテーション／通所リハビリテーション／  
短期入所生活介護 など

15%×45%

10,68円

▶ 人件費割合45%のサービス  
通所介護／短期入所療養介護／介護老人保健施設 など



### 福祉用具レンタル

※1割または2割負担

ベッド	約15,000~35,000円/月
杖	約 1,000円/月
T字杖・シルバーカー	レンタル不可(購入のみ)
歩行器・歩行車	約 2,000~4,000円/月
車椅子	約 5,000~25,000円/月
手すり	約 2,000~10,000円/月
昇降機	約10,000~20,000/月
リフト	約15,000~20,000/月
バスリフト	約15,000円/月

### 福祉用具購入

ポータブルトイレ	約15,000~150,000円
シャワーチェア	約10,000~ 35,000円
浴槽内椅子	約15,000~ 20,000円
浴槽用手すり	約20,000~ 30,000円
バスボード	約10,000~ 20,000円

## 住宅改修サービス

### 住宅改修のメリット

- 20万円までの補助金  
(自己負担2万円)
- 景観がきれいになる
- 強度が強い
- バリエーションが豊か

### 福祉用具貸与のメリット

- 自己負担額が安価
- 工事が必要なく、すぐに設置可能
- 必要に応じて取り外し・変更可能
- 業者がメンテナンスしてくれる
- 比較的どこでも設置可能
- 賃貸住宅でも設置可能

ご清聴ありがとうございました

次はグループワークです  
症例から介護保険サービスや住宅改修を考えてみましょう